

議事日程第1号

平成22年12月3日（金）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 101 号 平成22年度盛岡市一般会計補正予算（第4号）
- 第 4 議案第 102 号 平成22年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 103 号 平成22年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 104 号 平成22年度盛岡市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 105 号 平成22年度盛岡市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第 106 号 盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 107 号 町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第 10 議案第 108 号 盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 109 号 盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 110 号 盛岡市火葬場条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 111 号 盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 112 号 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 113 号 盛岡市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議案第 114 号 盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例について
- 第 17 議案第 115 号 盛岡市高松公園の管理を行う指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 116 号 白沢地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 117 号 盛岡市改良住宅等の管理を行う指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 118 号 盛岡市子ども科学館の管理を行う指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 119 号 もりおか歴史文化館の管理を行う指定管理者の指定について
- 第 22 議案第 120 号 民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について
- 第 23 議案第 121 号 市道の路線の認定及び変更について
- 第 24 議案第 122 号 盛岡地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び盛岡地区広域行政事務組合規約の一部を変更する規約の協議について
- 第 25 議案第 123 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

## 議 案 目 次

| (議案番号)    | (案 件)  | (頁) |
|-----------|--|-----|
| 議案第 101 号 | 平成22年度盛岡市一般会計補正予算 (第 4 号) ……………                                | 1   |
| 議案第 102 号 | 平成22年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………                         | 8   |
| 議案第 103 号 | 平成22年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………                         | 11  |
| 議案第 104 号 | 平成22年度盛岡市水道事業会計補正予算 (第 1 号) ……………                              | 別冊  |
| 議案第 105 号 | 平成22年度盛岡市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) ……………                             | 別冊  |
| 議案第 106 号 | 盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について……………          | 13  |
| 議案第 107 号 | 町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例について……………                              | 15  |
| 議案第 108 号 | 盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について……………                             | 17  |
| 議案第 109 号 | 盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について……………                                   | 18  |
| 議案第 110 号 | 盛岡市火葬場条例の一部を改正する条例について……………                                    | 19  |
| 議案第 111 号 | 盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について……………                                    | 20  |
| 議案第 112 号 | 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について……………                    | 21  |
| 議案第 113 号 | 盛岡市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例について……………                              | 23  |
| 議案第 114 号 | 盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例について……………                               | 24  |
| 議案第 115 号 | 盛岡市高松公園の管理を行う指定管理者の指定について……………                                 | 26  |
| 議案第 116 号 | 白沢地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………                          | 27  |
| 議案第 117 号 | 盛岡市改良住宅等の管理を行う指定管理者の指定について……………                                | 28  |
| 議案第 118 号 | 盛岡市子ども科学館の管理を行う指定管理者の指定について……………                               | 29  |
| 議案第 119 号 | もりおか歴史文化館の管理を行う指定管理者の指定について……………                               | 30  |
| 議案第 120 号 | 民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について……………                          | 31  |
| 議案第 121 号 | 市道の路線の認定及び変更について……………  | 32  |
| 議案第 122 号 | 盛岡地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び盛岡地区広域行政事務組合規約の一部を変更する規約の協議について…………… | 34  |
| 議案第 123 号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて……………                               | 別紙  |

議案第 101 号

平成22年度盛岡市一般会計補正予算（第4号）

平成22年度盛岡市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 898,926千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 104,754,898千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成22年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

| 款           | 項        | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|-------------|----------|------------|---------|------------|
|             |          | 千円         | 千円      | 千円         |
| 13 分担金及び負担金 |          | 1,295,607  | 6       | 1,295,613  |
|             | 2 分担金    | 0          | 6       | 6          |
| 15 国庫支出金    |          | 16,557,499 | 433,018 | 16,990,517 |
|             | 1 国庫負担金  | 13,427,123 | 195,888 | 13,623,011 |
|             | 2 国庫補助金  | 3,047,709  | 236,825 | 3,284,534  |
|             | 3 委託金    | 82,667     | 305     | 82,972     |
| 16 県支出金     |          | 5,423,864  | 9,350   | 5,433,214  |
|             | 1 県負担金   | 2,174,863  | 2,234   | 2,177,097  |
|             | 2 県補助金   | 2,011,888  | 7,116   | 2,019,004  |
| 17 財産収入     |          | 322,607    | 23,231  | 345,838    |
|             | 2 財産売却収入 | 187,879    | 23,231  | 211,110    |
| 18 寄附金      |          | 5,879      | 400     | 6,279      |
|             | 1 寄附金    | 5,879      | 400     | 6,279      |
| 19 繰入金      |          | 209,892    | 385,162 | 595,054    |
|             | 2 基金繰入金  | 198,655    | 385,162 | 583,817    |
| 21 諸収入      |          | 3,495,361  | △1,741  | 3,493,620  |
|             | 4 受託事業収入 | 23,607     | △1,000  | 22,607     |
|             | 5 雑入     | 2,556,983  | △741    | 2,556,242  |
| 22 市債       |          | 11,324,300 | 49,500  | 11,373,800 |

| 款  | 項    | 補正前の額            | 補正額          | 計                |
|----|------|------------------|--------------|------------------|
|    | 1 市債 | 千円<br>11,324,300 | 千円<br>49,500 | 千円<br>11,373,800 |
| 歳入 | 合計   | 103,855,972      | 898,926      | 104,754,898      |

歳 出

| 款     | 項         | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|-------|-----------|------------|---------|------------|
|       |           | 千円         | 千円      | 千円         |
| 2 総務費 |           | 11,046,259 | 26,139  | 11,072,398 |
|       | 1 総務管理費   | 8,802,901  | 23,905  | 8,826,806  |
|       | 4 選挙費     | 201,431    | 2,234   | 203,665    |
| 3 民生費 |           | 34,914,078 | 528,315 | 35,442,393 |
|       | 1 社会福祉費   | 12,668,014 | 207,001 | 12,875,015 |
|       | 2 児童福祉費   | 14,968,821 | 29,231  | 14,998,052 |
|       | 3 生活保護費   | 7,277,243  | 292,083 | 7,569,326  |
| 4 衛生費 |           | 8,554,954  | 38,742  | 8,593,696  |
|       | 1 保健衛生費   | 2,519,149  | 1,830   | 2,520,979  |
|       | 2 清掃費     | 3,799,366  | 1,412   | 3,800,778  |
|       | 3 保健所費    | 2,236,439  | 35,500  | 2,271,939  |
| 5 労働費 |           | 287,107    | △3,572  | 283,535    |
|       | 1 労働諸費    | 287,107    | △3,572  | 283,535    |
| 6 農林費 |           | 2,200,216  | 12,376  | 2,212,592  |
|       | 1 農業費     | 1,827,063  | 12,376  | 1,839,439  |
| 8 土木費 |           | 15,643,245 | 246,161 | 15,889,406 |
|       | 2 道路橋りよう費 | 3,732,806  | 88,534  | 3,821,340  |
|       | 4 都市計画費   | 10,371,598 | 156,027 | 10,527,625 |
|       | 5 住宅費     | 784,052    | 1,600   | 785,652    |

| 款        | 項             | 補正前の額       | 補正額     | 計           |
|----------|---------------|-------------|---------|-------------|
|          |               | 千円          | 千円      | 千円          |
| 9 消防費    |               | 3,432,511   | 2,289   | 3,434,800   |
|          | 1 消防費         | 3,432,511   | 2,289   | 3,434,800   |
| 10 教育費   |               | 9,671,195   | 21,352  | 9,692,547   |
|          | 2 小学校費        | 2,889,953   | 3,897   | 2,893,850   |
|          | 3 中学校費        | 1,386,216   | 11,714  | 1,397,930   |
|          | 6 社会教育費       | 2,718,024   | 5,741   | 2,723,765   |
| 11 災害復旧費 |               | 1           | 27,124  | 27,125      |
|          | 1 公共土木施設災害復旧費 | 1           | 12,661  | 12,662      |
|          | 2 農林業施設災害復旧費  | 0           | 14,463  | 14,463      |
| 歳出合計     |               | 103,855,972 | 898,926 | 104,754,898 |

## 第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

| 事 項  | 期 間                  | 限 度 額  |
|--|----------------------|--------|
| 本庁舎・愛宕町分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担<br>(平成22年度分)   | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 34,121 |
| 保健所建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担<br>(平成22年度分)          | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 15,432 |
| 若園町分庁舎・都南分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担<br>(平成22年度分) | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 13,374 |
| 玉山総合事務所建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担<br>(平成22年度分)      | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 10,628 |
| 本庁舎等警備業務に必要とする経費についての債務負担<br>(平成22年度分)           | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 30,004 |



第 3 表 地方債補正

(単位 千円)

| 起債の目的         | 限度額        |            | 起債の方法  | 利率  | 償還の方法   |
|---------------|------------|------------|--|---|---|
|               | 補正前        | 補正後        |  |   |   |
| 庁舎等耐震補強事業債    | 85,700     | 94,900     | 借入先 財務省, 銀行及びその他<br>借入方法 証書借入又は証券発行<br>借入時期 平成22年度<br>ただし, 財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。 | 年 4.0%以内<br>(ただし, 利率見直し方式で借り入れる資金について, 利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率) | 政府資金その他借入先の融資条件による。<br>ただし, 財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し, 又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができ |
| 地方道路等整備事業債    | 3,110,500  | 3,106,000  |  |   |   |
| 道路整備事業債       | 239,900    | 291,200    |  |   |   |
| 土地区画整理事業債     | 17,400     | 17,300     |  |   |   |
| まちづくり交付金事業債   | 339,700    | 322,200    |  |   |   |
| 農業用施設等災害復旧事業債 |            | 6,300      |  |   |   |
| 道路橋りょう災害復旧事業債 |            | 4,800      |  |   |   |
| 計             | 11,324,300 | 11,373,800 |  |   |   |

議案第 102 号

平成22年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）

平成22年度盛岡市の国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,447千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,247,171千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

| 款       | 項       | 補正前の額           | 補正額          | 計               |
|---------|---------|-----------------|--------------|-----------------|
| 3 国庫支出金 |         | 千円<br>6,785,745 | 千円<br>43,447 | 千円<br>6,829,192 |
|         | 2 国庫補助金 | 1,591,989       | 43,447       | 1,635,436       |
| 歳入合計    |         | 25,203,724      | 43,447       | 25,247,171      |

歳 出

| 款     | 項       | 補正前の額         | 補 正 額        | 計             |
|-------|---------|---------------|--------------|---------------|
| 1 総務費 |         | 千円<br>422,881 | 千円<br>43,447 | 千円<br>466,328 |
|       | 1 総務管理費 | 234,998       | 43,447       | 278,445       |
| 歳     | 出       | 合             | 計            |               |
|       |         | 25,203,724    | 43,447       | 25,247,171    |

議案第 103 号

平成22年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第 1 号）

平成22年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表債務負担行為」による。

平成22年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第 1 表 債務負担行為

(単位 千円)

| 事 項  | 期 間                  | 限 度 額  |
|--|----------------------|--------|
| 中央卸売市場建物清掃業務に必要とする<br>経費についての債務負担<br>(平成22年度分) | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 8,428  |
| 中央卸売市場警備業務に必要とする経費<br>についての債務負担<br>(平成22年度分)   | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 16,359 |

議案第 106 号

盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を  
改正する条例について

盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を次のとおり  
改正するものとする。

平成22年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を  
改正する条例

盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成 6 年条例第41  
号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項本文中「には」を「には、規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して  
報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」  
に、「100分の70」を「100分の 100以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「前項本  
文」を「前項」に改める。

第 8 条本文中「には」の次に「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該  
勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を、「扶養手当」の次に「、地域手  
当」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（規  
則で定める職員を除く。）に係る施行日における改正後の盛岡市外国の地方公共団体の機関等に  
派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に  
よる給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、施行日の前日における  
改正前の盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「改  
正前の条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支  
給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲  
げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当  
該職員に係る改正後の条例第 4 条第 1 項の規定による給与の支給割合とする。

(1) 施行日から平成23年 9 月30日まで 100分の 100

(2) 平成23年10月 1 日から平成24年 9 月30日まで 100分の70

(3) 平成24年10月 1 日から平成25年 9 月30日まで 100分の40

- 3 施行日から平成23年 3 月31日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員

(規則で定める職員を除く。)に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における改正後の条例第4条第1項の規定による給与の支給割合(以下この項において「新支給割合」という。)が、これらの日において改正前の条例第4条第1項の規定を適用したとした場合における同項の規定による給与の支給割合(以下この項において「旧支給割合」という。)に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の条例第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。

- (1) 施行日から平成23年9月30日まで 100分の100
- (2) 平成23年10月1日から平成24年9月30日まで 100分の70
- (3) 平成24年10月1日から平成25年9月30日まで 100分の40

#### 提案理由

国及び県の例に準じ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の給与の支給割合を100分の70未満にも設定できるようにするとともに、必要な規定の整備をしようとするものである。



議案第 107 号

町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例について

町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成22年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例

(盛岡市農業委員会に関する条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市農業委員会に関する条例(昭和32年条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「本宮四丁目」の次に「, 本宮五丁目(5番から9番までを除く。), 本宮六丁目」を加える。

別表第 3 中「及び町」を「並びに町」に, 「上太田穴口」を「本宮五丁目(5番から9番までに限る。), 上太田穴口」に改める。

(盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部改正)

第 2 条 盛岡市役所支所及び出張所設置条例(昭和33年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「上太田穴口」を「本宮五丁目 5 番から 9 番まで, 上太田穴口」に改める。

(盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 盛岡市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表中「盛岡市本宮字小屋敷15番地 1」を「盛岡市本宮五丁目15番 1 号」に改める。

(盛岡市市民プール条例の一部改正)

第 4 条 盛岡市市民プール条例(昭和51年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「盛岡市本宮字松幅 100番地 3」を「盛岡市本宮五丁目 3 番 1 号」に改める。

(盛岡市老人福祉センター条例の一部改正)

第 5 条 盛岡市老人福祉センター条例(昭和53年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「盛岡市本宮字宮沢99番地 1」を「盛岡市本宮四丁目38番26号」に改める。

(盛岡市児童館条例の一部改正)

第 6 条 盛岡市児童館条例(昭和53年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「盛岡市本宮字宮沢99番地 1」を「盛岡市本宮四丁目38番26号」に改める。

(盛岡市地区活動センター条例の一部改正)

第 7 条 盛岡市地区活動センター条例(昭和54年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「盛岡市本宮字宮沢99番地 1」を「盛岡市本宮四丁目38番26号」に改める。

(盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第8条 盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程(昭和55年条例第31号)の一部を次のように改正する。

「本宮二丁目の全部 「本宮二丁目の一部  
第3条中 本宮三丁目の全部 を 本宮三丁目の一部 に改める。  
本宮四丁目の全部」 本宮四丁目の一部」

(盛岡市コミュニティ防災センター条例の一部改正)

第9条 盛岡市コミュニティ防災センター条例(昭和59年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市本宮字宮沢80番地1」を「盛岡市本宮三丁目47番16号」に改める。

(盛岡市原敬記念館条例の一部改正)

第10条 盛岡市原敬記念館条例(昭和60年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市本宮字熊堂93番地1」を「盛岡市本宮四丁目38番25号」に改める。

(盛岡市保育所条例の一部改正)

第11条 盛岡市保育所条例(昭和62年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市本宮字熊堂96番地1」を「盛岡市本宮四丁目38番10号」に改める。

(盛岡市アイスアリーナ条例の一部改正)

第12条 盛岡市アイスアリーナ条例(平成元年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市本宮字松幅100番地1」を「盛岡市本宮五丁目4番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成23年2月21日から施行する。

提案理由

住居表示の実施のための町の区域の新設等に伴い、関係する条例に規定されている町及び字の名称等を整理しようとするものである。

議案第 108 号

盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について  
盛岡市コミュニティセンター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成22年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例  
盛岡市コミュニティセンター条例（平成17年条例第94号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条の表に次のように加える。

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 松内地区コミュニティセンター | 盛岡市玉山区松内字松内36番地33 |
|----------------|-------------------|

別表に次のように加える。

|                        |       |      |        |        |        |        |        |
|------------------------|-------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 松内地区コ<br>ミュニティ<br>センター | 集会室   | 900円 | 1,200円 | 1,100円 | 2,000円 | 2,300円 | 3,000円 |
|                        | 和室    | 900円 | 1,200円 | 1,100円 | 2,000円 | 2,300円 | 3,000円 |
|                        | 料理実習室 | 900円 | 1,200円 | 1,100円 | 2,000円 | 2,300円 | 3,000円 |

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

松内地区コミュニティセンターを設置しようとするものである。

議案第 109 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について  
盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成22年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例  
盛岡市市営住宅条例（平成 9 年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表市営夏間木第 1 団地の項を削り，同表市営夏間木第 2 団地の項中

|     |   |
|-----|---|
| 昭52 | 5 |
|-----|---|

|         |    |   |     |   |         |     |    |       |   |
|---------|----|---|-----|---|---------|-----|----|-------|---|
| 簡易耐火平家建 | を  | <table border="1"><tr><td>昭52</td><td>5</td><td>簡易耐火平家建</td></tr><tr><td>平22</td><td>16</td><td>木造平家建</td></tr></table> | 昭52 | 5 | 簡易耐火平家建 | 平22 | 16 | 木造平家建 | に |
| 昭52     | 5  | 簡易耐火平家建   |     |   |         |     |    |       |   |
| 平22     | 16 | 木造平家建   |     |   |         |     |    |       |   |

改める。

附 則

この条例は，平成23年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

市営住宅建替事業の施行に伴い，夏間木第 2 団地に16戸を設置するとともに，夏間木第 1 団地を廃止しようとするものである。

議案第 110 号

盛岡市火葬場条例の一部を改正する条例について  
盛岡市火葬場条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成22年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市火葬場条例の一部を改正する条例

盛岡市火葬場条例（昭和33年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「盛岡市火葬場」を「盛岡市斎場やすらぎの丘」に、「盛岡市三ツ割字寺山49番地」を「盛岡市三ツ割字寺山46番地 4」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

火葬場の改築に伴い、名称及び位置を改めようとするものである。

議案第 111 号

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について

盛岡市公民館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成22年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例

盛岡市公民館条例（昭和55年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号ただし書中「郷土資料展示室，」を削る。

第 8 条第 3 項ただし書を削る。

第10条第 2 号中「及び当該障害者の介護を行う者が盛岡市中央公民館の郷土資料展示室を使用するとき、障害者」及び「（盛岡市中央公民館の郷土資料展示室を除く。以下この号において同じ。）」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第 3 号を削り、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

別表第 1 号ア中「講堂等の使用料」を削り、同号アの表を同号の表とし、同号イを削る。

附 則

- 1 この条例は、平成22年12月29日から施行する。
- 2 盛岡市博物館等共通使用料条例（平成17年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。
- 3 盛岡市歴史文化館条例（平成22年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項のうち、盛岡市博物館等共通使用料条例第 2 条の改正規定中第 7 号を第 6 号とし、同条例第 5 条の改正規定中第 7 号を第 6 号とする。

提案理由

盛岡市中央公民館郷土資料展示室を閉鎖しようとするものである。

議案第 112 号

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について  
盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成22年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表を次のように改める。

| 名称      | 給水区域  | 給水人口       | 1日最大給水量         |
|---------|-------|------------|-----------------|
| 盛岡市水道事業 | 別表の区域 | 28万 3,864人 | 10万 6,412立方メートル |

別表第1町又は字の区域の全部が給水区域である区域の項中「本宮四丁目」を「本宮四丁目 本宮五丁目 本宮六丁目」に、「宮沢 小屋敷 谷地 松幅」を「松幅」に、「手代森30地割」を「手代森30地割 玉山区松内（舘 和台 新田 築場 石花 在家 古川） 玉山区好摩（築袋 中塚 上山 夏間木 芋田向） 玉山区永井（荒屋 田端 中島） 玉山区寺林（梨木平 下平） 玉山区巻堀（巻堀 新田） 玉山区馬場（川原 馬場） 玉山区芋田（上芋田 下芋田 上武道 下武道） 玉山区渋民（岩鼻 大前田 渋民 小前田 駅 泉田 鶴塚） 玉山区下田（上下田 下田 大百川 牛転 仲平 石羽根 頭無 生出袋 牡丹野 船綱 陣場 生出向 柴沢） 玉山区川崎（向川崎 上川崎 川崎 外平）」に改め、同表町又は字の区域の一部が給水区域である区域の項中「猪去釈迦堂」を「猪去釈迦堂 猪去上平」に、「手代森29地割」を「手代森29地割 玉山区松内字松内 玉山区好摩（和台 新田 小袋 好摩沢 野中） 玉山区永井（永井沢 百目木 鳥木沢） 玉山区寺林（才津沢 平森 下も山 境平） 玉山区巻堀（幅下 本宮 中道） 玉山区馬場（前田 中島 赤坂 芦名沢 滝の沢 馬場平 状小屋） 玉山区芋田（沢田 芋田 昼久保 武道） 玉山区渋民（狐沢 大森 長渡 鶴飼 愛宕） 玉山区門前寺（柏木平 越戸 独活倉 門前寺） 玉山区下田（古河川原 滝の下 生出） 玉山区玉山（宮前 宇峠 白沢 立障子 畑井沢） 玉山区日戸（一本杉 道合 栗木田 市の坪 人待 鷹高） 玉山区川又（赤坂 奴屋敷 苗代端） 玉山区上田（糠森 小野松） 八幡平市大更第2地割及び第5地割」に改め、同表を別表とする。

別表第2を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1町又は字の区域の全部が給水区域である区域の項の改正規定（「本宮四丁目」を「本宮四丁目 本宮五丁目 本宮六丁目」に、「宮沢 小屋敷 谷地 松幅」を「松幅」に改める部分に限る。）は同年2月21日から、同表町又は

字の区域の一部が給水区域である区域の項の改正規定（「猪去积迦堂」を「猪去积迦堂 猪去上平」に改める部分に限る。）は公布の日から施行する。

#### 提案理由

玉山区水道事業及び前田簡易水道の給水区域を盛岡市水道事業の給水区域に編入するほか、住居表示の実施のための町の区域の新設等に伴う町及び字の名称の整理をしようとするものである。



議案第 113 号

盛岡市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例について  
盛岡市水道事業経営審議会条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成22年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例  
盛岡市水道事業経営審議会条例（昭和50年条例第5号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

盛岡市上下水道事業経営審議会条例

第1条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、「盛岡市水道事業経営審議会」を「盛岡市上下水道事業経営審議会」に改める。

第2条第1項中「13人」を「15人」に改め、「水道使用者」の次に「、下水道使用者」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に盛岡市水道事業経営審議会の委員である者は、改正後の盛岡市上下水道事業経営審議会条例第2条第1項の規定により盛岡市上下水道事業経営審議会の委員に委嘱された者とみなし、その委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成24年1月31日までとする。
- 3 この条例の施行の日から平成24年1月31日までの間に委嘱される盛岡市上下水道事業経営審議会の委員の任期は、改正後の盛岡市上下水道事業経営審議会条例第2条第2項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

提案理由

盛岡市水道事業経営審議会を盛岡市上下水道事業経営審議会に改め、同審議会に新たに下水道事業の経営に関する重要な事項を調査審議させようとするものである。

議案第 114 号

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例について  
盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例を次のとおり定めるものとする。

平成22年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例

(盛岡市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市水道事業給水条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

|     |                        |   |                       |
|-----|------------------------|---|-----------------------|
| 目次中 | 「第 6 章 工事負担金(第40条)     |   | 「第 6 章 貯水槽水道(第40条・第41 |
|     | 第 7 章 貯水槽水道(第41条・第42条) | を | 第 7 章 雑則(第42条)        |
|     | 第 8 章 雑則(第43条)         |   | 第 8 章 罰則(第43条・第44条)   |
|     | 第 9 章 罰則(第44条・第45条)    | 」 |                       |

条)

に改める。

」

第 6 章を削る。

第 7 章中第41条を第40条とし、第42条を第41条とし、同章を第 6 章とする。

第 8 章中第43条を第42条とし、同章を第 7 章とする。

第 9 章中第44条の前の見出しを削り、同条を第43条とし、第45条を第44条とし、同章を第 8 章とする。

附則第14項及び附則第17項中「当分」を「平成18年 1 月10日から平成23年 3 月31日まで」に改め、附則に次の見出し及び 4 項を加える。

(玉山区水道事業等の給水区域の編入に伴う経過措置)

20 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成22年条例第 号)による改正前の盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(以下「改正前の水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」という。)第 3 条第 2 項に規定する盛岡市玉山区水道事業(以下「旧玉山区水道事業」という。)及び盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例(平成22年条例第 号)第 2 条の規定による廃止前の盛岡市簡易水道条例(平成17年条例第 123号。以下「旧盛岡市簡易水道条例」という。)第 2 条第 2 項に規定する盛岡市前田簡易水道(以下「旧前田簡易水道」という。)の給水区域における給水装置の新設又は増径に係る加入金については、平成25年 4 月 1 日以後に申込みを受ける給水装置の新設又は増径に係る加入金から第15条の 2 第 1 項の規定を適用し、同日前までに申込みを受けた給水装置の新設又は増径に係る加入金については、改正前の水道事業及び下水道事業の設置等に関する

る条例又は旧盛岡市簡易水道条例の例による。

21 旧玉山区水道事業及び旧前田簡易水道の給水区域における平成23年5月1日から平成25年4月30日までの間に計量し、又は認定する給水量に係る水道料金で平成23年5月から平成25年4月までの月分として徴収するものについては、第28条第1項第2号の表一般用の項中「210円」とあるのは「160円」と、「272円」とあるのは「160円」と、「252円」とあるのは「160円」とし、平成23年5月31日までの間に計量し、又は認定する給水量に係る水道料金で同年4月分として徴収するものについては、なお従前の例による。

22 旧玉山区水道事業及び旧前田簡易水道の給水区域における平成25年5月1日から平成27年4月30日までの間に計量し、又は認定する給水量に係る水道料金で平成25年5月から平成27年4月までの月分として徴収するものについては、第28条第1項第2号の表一般用の項中「272円」とあるのは「210円」と、「252円」とあるのは「210円」とし、平成25年5月1日から同月31日までの間に計量し、又は認定する給水量に係る水道料金で同年4月分として徴収するものについては、同項中「210円」とあるのは「160円」と、「272円」とあるのは「160円」と、「252円」とあるのは「160円」とする。

23 平成23年4月1日前にした旧盛岡市簡易水道条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧盛岡市簡易水道条例の例による。

(盛岡市簡易水道条例の廃止)

第2条 盛岡市簡易水道条例(平成17年条例第123号)は、廃止する。

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 盛岡市特別会計設置条例(昭和39年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

3 盛岡市簡易水道事業費特別会計の平成22年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

4 盛岡市簡易水道事業費特別会計の平成22年度の出納閉鎖の際、同会計に属する現金は、盛岡市一般会計に帰属するものとする。

提案理由

玉山区水道事業及び前田簡易水道の給水区域を盛岡市水道事業の給水区域に編入することに伴い、加入金及び水道料金の経過措置を設けるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 115 号

盛岡市高松公園の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成22年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市高松公園
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市南大通三丁目 9 番35号
  - (2) 名 称 株式会社寿広
- 3 指定期間 平成23年 1 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 116 号

白沢地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成22年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 白沢地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区玉山字二子沢46番地
  - (2) 名 称 白沢自治会
- 3 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 117 号

盛岡市改良住宅等の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成22年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市改良住宅, 地区施設, 盛岡市市営住宅,  
共同施設, 盛岡市コミュニティ住宅及び関連施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市南大通三丁目9番35号
  - (2) 名 称 株式会社寿広
- 3 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 118 号

盛岡市子ども科学館の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成22年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市子ども科学館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 東京都府中市矢崎町4丁目16番地
  - (2) 名 称 盛岡サイエンスグループ
- 3 指定期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 119 号

もりおか歴史文化館の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成22年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 もりおか歴史文化館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 東京都港区台場2丁目3番4号
  - (2) 名 称 もりおか歴史文化館活性化グループ
- 3 指定期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2 第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。



議案第 120 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

平成22年12月 3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方

(1) 住所

氏名

(2) 住所

氏名

(3) 住所

氏名

2 調停申立ての趣旨

(1) [redacted]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

(2) [redacted]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

(3) [redacted]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

3 調停申立ての理由

各相手方は、いずれも市営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第43条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

提案理由

市営住宅に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 121 号

市道の路線の認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更するものとする。

平成22年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

| 整理番号    | 路 線 名      | 起 点              | 終 点              |
|---------|------------|------------------|------------------|
| A b 734 | 緑が丘二丁目26号線 | 緑が丘二丁目 2 番26地先   | 緑が丘二丁目 2 番61地先   |
| A b 735 | 緑が丘二丁目27号線 | 緑が丘二丁目 2 番45地先   | 緑が丘二丁目 2 番39地先   |
| A b 736 | 緑が丘二丁目28号線 | 緑が丘二丁目 2 番56地先   | 緑が丘二丁目 2 番50地先   |
| A b 737 | 緑が丘二丁目29号線 | 緑が丘二丁目 2 番30地先   | 緑が丘二丁目 2 番77地先   |
| C a 766 | 南仙北一丁目29号線 | 南仙北一丁目 135番地先    | 南仙北一丁目21番17地先    |
| C a 767 | 南仙北一丁目30号線 | 南仙北一丁目 139番 8 地先 | 南仙北一丁目 139番 6 地先 |
| C a 768 | 南仙北一丁目31号線 | 南仙北一丁目69番 3 地先   | 南仙北一丁目75番 4 地先   |
| 都 4111  | 田貝 4 号線    | 三本柳 3 地割12番24地先  | 三本柳 3 地割12番20地先  |

## 2 路線の変更

| 整理番号    | 路線名        | 起 点           | 終 点 |               |
|---------|------------|---------------|-----|---------------|
| A b 724 | 緑が丘二丁目19号線 | 緑が丘二丁目1番14地先  | 新   | 緑が丘二丁目2番10地先  |
|         |            |               | 旧   | 緑が丘二丁目47番58地先 |
| A b 725 | 緑が丘二丁目20号線 | 緑が丘二丁目47番13地先 | 新   | 緑が丘二丁目2番28地先  |
|         |            |               | 旧   | 緑が丘二丁目47番71地先 |
| A b 727 | 緑が丘二丁目22号線 | 緑が丘二丁目47番29地先 | 新   | 緑が丘二丁目2番21地先  |
|         |            |               | 旧   | 緑が丘二丁目47番68地先 |
| A b 728 | 緑が丘二丁目23号線 | 緑が丘二丁目47番11地先 | 新   | 緑が丘二丁目2番14地先  |
|         |            |               | 旧   | 緑が丘二丁目47番9地先  |
| B a 353 | 茶畑二丁目10号線  | 茶畑二丁目90番地先    | 新   | 茶畑二丁目45番1地先   |
|         |            |               | 旧   | 茶畑二丁目24番11号地先 |

### 提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 122 号

盛岡地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び盛岡地区広域行政事務組合規約の一部を変更する規約の協議について

盛岡地区広域行政事務組合の共同処理する事務から盛岡地区広域市町村圏計画に関する事務を削ること及び盛岡地区広域行政事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により協議するものとする。

平成22年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡地区広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

盛岡地区広域行政事務組合規約（昭和45年岩手県指令地第 456号）の一部を次のように変更する。題名を次のように改める。

盛岡地区広域消防組合格約

第 1 条中「盛岡地区広域行政事務組合」を「盛岡地区広域消防組合」に改める。

第 3 条中「次に掲げる事務」を「関係団体の区域における消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）」に改め、同条各号を削る。

第16条第 1 項中「第 3 条各号」を「第 3 条」に改める。

附 則

この規約は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

広域行政圏計画策定要綱（平成12年自治振第53号）の廃止に伴い、盛岡地区広域市町村圏計画を平成22年度をもって廃止することとしたので、盛岡地区広域行政事務組合の共同処理する事務から盛岡地区広域市町村圏計画に関する事務を削るとともに、盛岡地区広域行政事務組合規約の一部を変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 123 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）  
第6条第3項の規定により意見を求める。

平成22年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

照 井 あつ子